

一般社団法人日本気象予報士会東京支部 支部規約

平成21年10月17日改正

(名称)

第一条 本支部は「日本気象予報士会東京支部」(以下、本支部)と称する。

(目的)

第二条 本支部は、支部会員相互の親睦を図り、気象予報士としての活動と技術研鑽に資することを目的とする。

(事業)

第三条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 支部会員の技術研鑽のための講演会、勉強会の開催
- 二 気象に関する調査、研究
- 三 一般市民に向けた気象分野の啓蒙活動
- 四 その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第四条 本支部は、日本気象予報士会会員で、かつ第二条ならびに第三条に掲げる本支部の趣旨に賛同する者により構成する。支部会員はA会員、B会員、C会員によって構成する。

第五条 A会員とは、支部運営の意思決定に参画する者いい、支部総会の議決権を有する。

第六条 B会員とは、日本気象予報士会ホームページの中の会員情報管理ページにおいて、東京支部会員と申請したものをいう。

第七条 C会員とは、東京支部のメーリングリストに加入した者をいう。

(入退会)

第八条 本支部のA会員ならびにC会員として新たに加入しようとする者は、別に定める書式に従い本支部支部長に申し込み、承認を受けるものとする。

2 本支部を退会しようとする者は、本支部支部長あてに支部退会届を提出するものとする。

3 A会員において支部長からの応答要請にも関わらず、一定期間以上応答がない者については、A会員としての資格を失う。

4 前項の場合、連絡先不明の場合を除き、支部長は退会とみなす旨をその者に事前に通告しなければならない。

(役員)

第九条 本支部は次の役員を置く。

- 一 支部長 1 名
- 二 副支部長 2 名以内
- 三 支部世話人（連絡担当、会計担当を含む）若干名

2 役員は本支部会員の互選により選出し、支部会合等で承認を得るものとする。

3 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

4 支部長は、本支部を代表して本支部を運営する。

5 副支部長は支部長を補佐し本支部を運営する。支部長が退会等により不在になった際、副支部長は支部長代行として任にあたることができる。

6 支部世話人は、総務、企画、連絡、会計等の支部運営について支部長および副支部長を補佐する。

7 支部長は必要に応じて支部活動の実務を取り仕切る「サポートスタッフ」を任命することができる。

(議決)

第十条 本支部規約の改正に関する事項等、本支部に関する重要事項は支部会合で審議する。

2 審議を行なう支部会合の成立は、支部会員の 2 分の 1 以上（委任状によるものを含める）の出席を必要とする。

3 議決は、出席した支部会員の過半数の賛成によるものとする。

(会費等)

第十一条 本支部会の運営経費は、活動ごとに活動参加者から徴収することを原則とする。

2 収支決算は、活動ごとに会計担当が取りまとめ、支部会員に報告するものとする。

付 則 この支部規約は、平成 21 年 10 月 17 日から適用する。